

重無期刑の創設及び死刑に処する裁判の評決の特例等に関する法律案・概要(案)

第一 趣旨

この法律は、死刑に処する裁判をより慎重にするため重無期刑の創設及び死刑に処する裁判の評決の特例について定めるとともに、死刑制度調査会の設置及び死刑の執行の停止等について定めるものとする。

第二 重無期刑の創設【図1】

- 1 法定刑として死刑が規定されている罪について、死刑と無期刑の間の中間刑として、重無期刑を創設すること。
- 2 重無期刑については、仮釈放を認めないこと。

【関連事項】

- ・18歳未満の者について、死刑をもって処断すべきときは現行どおり無期刑で処断し、重無期刑をもって処断すべきときは無期刑又は10年以上15年以下の有期刑で処断する。
- ・死刑、重無期刑及び無期刑の言渡しを受けた者に恩赦上申権を認める(重無期刑は15年後、無期刑は10年後)。

第三 死刑に処する裁判の評決の特例【図2】

- 1 裁判における死刑に処する旨の刑の量定は、構成員の全員一致の意見によるものとする。
- 2 裁判における刑の量定について死刑に処すべき旨の意見が構成員の過半数の意見である場合であって、1により死刑に処する旨の刑の量定をすることができないときは、重無期刑に処すべき旨の意見が構成員の過半数の意見であるものとみなすこと。

【関連事項】

- ・第一審・控訴審・上告審の全てが対象となる。
- ・全員一致要件は裁判員裁判・裁判官裁判の両方に適用される。
- ・施行前にした行為に係る裁判についても、施行の際係属している事件等を除き全員一致要件を適用し、全員一致でないため死刑の量定をできない場合には重無期刑とする。

第四 死刑制度調査会

- 1 死刑制度の存廃その他の死刑制度に関する事項について調査を行うため、平成27年3月31日〔施行日の3年後〕までの間、各議院に死刑制度調査会を設けること。
- 2 死刑制度調査会は、1の調査を終えたときは、調査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、これを各議院の議長に提出するものとする。

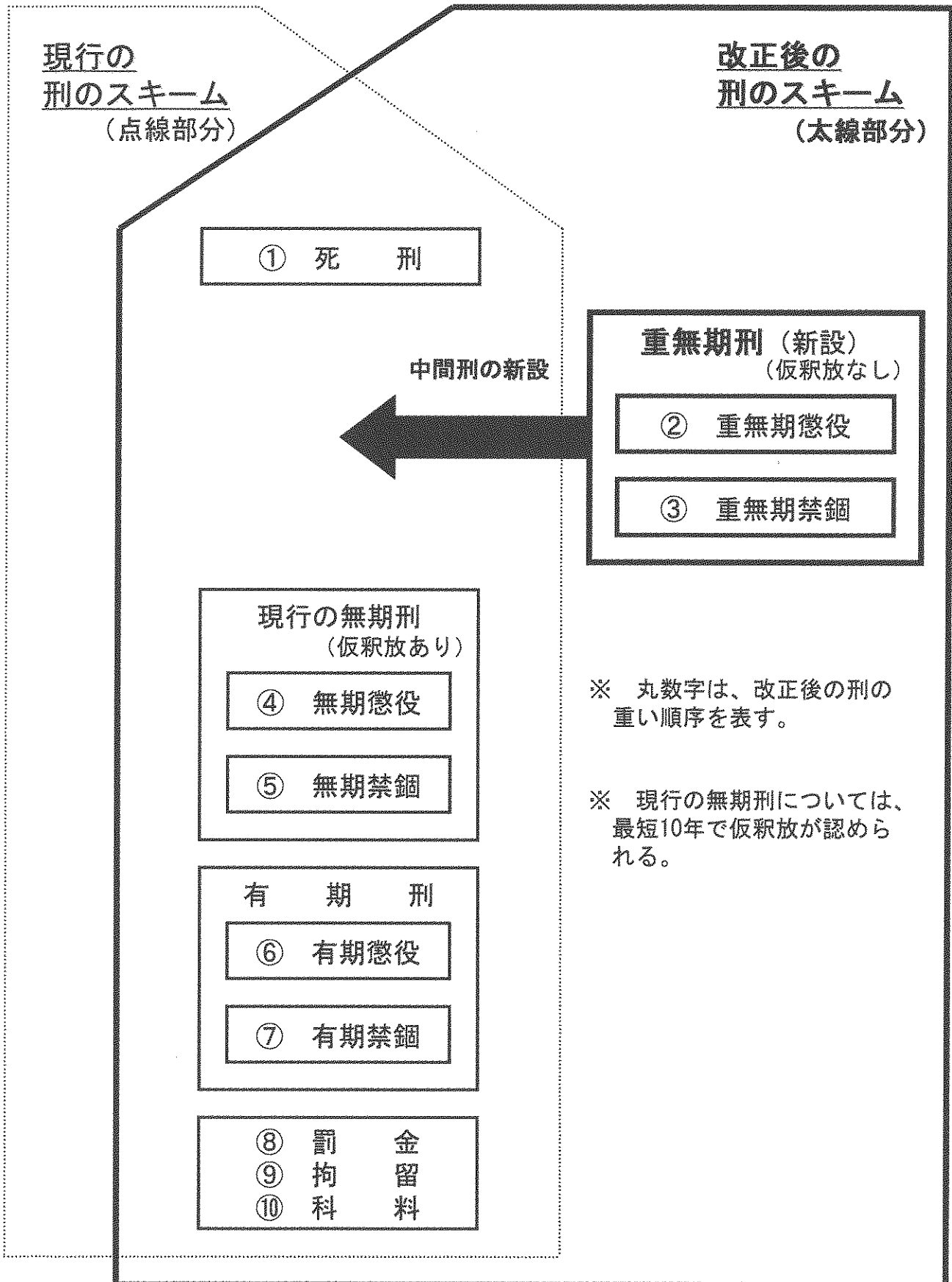
第五 死刑の執行停止

平成28年3月31日〔第四の1の死刑制度調査会設置期間の満了の日から1年後〕までの間は、死刑を執行しないこと。

第六 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行すること。ただし、第五は、公布の日から施行すること。

【図1】 重無期刑の創設



【図2】 死刑に処する裁判の評決の特例

